

女性委員会通信

244
2018.1.31

東京都港区新橋六 七一 川口ビル六階
全国労働組合連絡協議会 女性委員会
TEL 〇三 五四〇三 一六五〇
FAX 〇三 五四〇三 一六五三

18春闘 「8時間働けば生活できる 賃金を！」を求めて闘おう!!

安倍首相は、今国会は「働き方改革」国会だと強調している。でもそれは「世界で一番企業が活動しやすい国に」とするために労働者のためでないことは明らかだ。

今国会に上程される法案は、昨年9月の「国難突破解散」で未だに示されず、出てくるのは2月末らしい。何のために昨年労働政策審議会の各部会が議事録も公開しないまま慌てて建議をまとめ、9月に8つの法案を一括にした法案要綱をつくったのだろうか。

労働現場の喫緊の課題は、長時間労働の是正、非正規労働者の格差是正だ。でも法案要綱に示された時間外労働の上限規制は、月45時間、年間360時間を罰則付き上限としながら、労使協定を結べば、月100時間の残業、休日労働も入れれば年間960時間の残業も可能となる。これでは過労死容認・促進ルールだ。労基法にこんな基準が書き込まれたらさらに長時間労働が当たり前になってしまう。

その上、年間休日104日と有給休暇5日+健康診断をすれば1日24時間労働を200日以上連続することも可能な「高度プロフェッショナル制度」



1月22日、国会前で雇用共同アクションの行動

や「定額働かせ放題」の裁量労働を拡大を狙っている。長時間労働削減に全く逆行するものだ。こんな働き方が当たり前になったら、人らしく生きることも、子どもを育てることも、介護をすることもできない。

労働基準法は1日8時間労働を定め、時間外労働は労使協定が無ければできない例外だと言うことを再度確認しよう。

この国から非正規労働者という言葉を一掃するとぶち上げた「同一労働同一賃金」の実現も怪しい。法案要綱では有期契約労働者を現行のパート法の対象にし、パート法8条・9条の適用で均衡・均等処遇を実現するとしている。非正規労働者の7割は女性で、女性が多く働くパート労働で正規労働者と待遇が同じになった例など聞いたこともない。これでは非正規の賃金格差を「欧米並みの8割に」との政府スロガンは実現するはずがない。

おまけに職務が同じかどうかの判断基準すら不明だ。今労働契約法20条を基に裁判が行われ、「雇用管理」という身分が違うなら、差別は当然を言わなければならない判決が出ており、1月24日大阪地裁でひどい判決が出た。こんな状況なのに、労働契約法20条の削除などもつての他だ。

4月から労働契約法18条による有期労働者の無期転換権行使が可能となる。今権利行使をさせないための雇止めが増えている。その上政府は労基法の適用をつけない「雇用されない働き方」を増やそうと検討している。

貧困・格差が拡大し、各地で子ども食堂などの取組が行われ、行政が支援する動きもでてくるが、これでは根本的な解決にはならない。

今必要なのは8時間働いたら生活できる賃金であり、その一歩が、今すぐ

最低賃金を全国一律 1000円とし、早急に1500円を実現することだ。

昨年秋に公表されたジェンダー平等度で日本はまた順位を下げ144力國中114位となった。その原因は経済分野と政治分野における男女格差だ。2007年のジェンダー平等度は、日本は80位、フランスは76位と大差はなかった。それが10年後日本は114位に下がり、フランスは11位と順位を上げていく。これは政治の姿勢の問題だ。政治が取組むべきは、女も男も仕事・家事・育児・介護もできる真の「働き方改革」だ。安倍の改憲論議につきあっている時間はない。

1月22日国会開会日には総がかりの行動の昼の議員会館前行動に引き続き、雇用共同アクションが降り出した雪にもめげず行動を貫徹した。

2018年1月12日、全労協・東京全労協団結旗開きが開催されました。女性委員会が司会や受付を担当しました。

加盟労組や共闘、友誼労組・団体が多く駆け付けていただき、盛大で活気ある旗開きになりました。

旗開き終了後にこの日集まった女性全員が今年も頑張ろうという気持ちを込めて全員で記念写真を撮りました。

来年はもっとたくさんの女性の参加を!



介護労働の現状と課題

介護労働の現状は大変としか言いようがありません！

2015年の介護報酬改定以降、介護事業所とりわけ中小の居宅系事業所の倒産（訪問・デイサービス）がとまりません。良い介護に意欲があるほど経営難となり、つぶれていっているのです。介護を金儲けの手段と考えている悪徳事業所ばかりが勢力を伸ばし、長時間労働・休暇なし、低賃金・劣悪労働条件がまん延しています。そのため介護労働者の転職・離職が止まりません。スタッフ不足でオープンできないケア事業所も出てきており、募集しても集まらないという状態が続いています。ケアワーカーズユニオンの職場でも、どこも同じ問題に悩まされています。

さすがに政府もヤバイと思ったのか、2017年には介護職員の処遇改善加算金の増額を始めました。

今年には、同一職場で10年以上勤続の介護福祉士に月8万円の増額をおこなうと決めました。問題は、その10年を耐えられないほどの低賃金と劣悪環境です。また処遇改善金は、経営に支給されているために、多くが不透明な使われ方をしています。悪質な事業所では、改善計画書を労働者に周知しなかったり（周知は義務です！）、労働者に公正に配分しなかったり、本来は事業所が担うべき定期昇給等にあてたりと、介護労働者の低賃金の改善どころか、経営のフトコロを暖めるだけの



昨秋の介護・福祉総がかりの連続行動(大阪)

多田謡子反権力人権賞を受賞！

全国一般東京東部労組メトロコマース支部人権を守る活動に尽力した団体や個人を表彰する多田謡子反権力人権賞の第29回受賞者の一つに非正規労働者への差別をなくすために闘っている全国一般東京東部労組メトロコマース支部が選ばれた。昨年12月16日に東京・連合会館で開かれた受賞発表式で、同支部組合員4人は2009年の組合結成からストライキや座り込みなどさまざまな闘いを振り返りつつ、「あきらめずに闘ってきて良かった。尊厳を取り戻す闘いを進めていきたい」と今後も闘う決意を語った。同支部が起こした非正規差別なくせ裁判は東京地裁で昨年3月に不当判決が出た

（現在、東京高裁で係争中）。
勝った闘いではなく、いっとき「負け」てもなお不屈に闘い続ける彼女たちの姿勢がたたえられたのだ。



ものになっていきます。介護保険の改悪 介護切り捨ては進む一方。保険料は上がり、サービス料負担は増え、にもかかわらず必要なサービスは制限され、介護の必要な高齢者を「介護保険から「卒業」」させれば介護報酬が増えるという、とんでもない方向にいこうとしています。このようなか、体が弱っても安心して暮らせる社会を支える、とされてきた介護労働は、大きな転機を迎えているといえ

ます。保険料だけ取ってサービスなし、こんなことは許さない！と、介護労働者・事業者、高齢者団体、福祉グループなどが協同し、介護・福祉総がかり行動が生み出されています。この担い手の一員として、介護労働者、ケア労働運動が成長していくことが課題です。但馬けいこ@ケアワーカーズユニオン

私のお気に入り

「炭酸割り」

「炭酸割り」と聞けば、まずハイボールのようなアルコール、次にお酢が思い浮かぶのですが、私は今、野菜ジュースの炭酸割りが「お気に入り」です。

きっかけは、某ファミリーレストランのドリンクバー。子ども味が好きな私はコーラを選ぶことが多かったのですが、やや重い野菜ジュースが「さっぱりと飲める」とのコメントに目が行きました。

「面白そう！」と思って早速、野菜ジュースに炭酸水を足して・・・飲んでみると「確かに軽い。コレ好き～！」となり、その後はスーパーマーケットで、紙パックの野菜ジュースと炭酸水を度々購入。こうして、グビグビ飲んでいて、ふと気になったのが「炭酸水って身体にいいの？」

検索してみると、基礎代謝が高まる、お通じが良くなる、といった効果があるとか。炭酸水ダイエット(?!)なる文字も発見しました。野菜ジュースは、昔ながらのトマト色、ニンジン色、紫キャベツ色と、味を変えて楽しんでいます。

基本的に健康に関して無頓着なので、この「お気に入り」は続けてみたいと思います。野菜ジュース2に対し炭酸水1の割合が飲みやすい感じなのですが・・・一度、お試してください。

大阪YMCA労働組合 石原めぐみ

